

議案第196号

大阪市消防手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第6号カ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同条第11号エ中「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同条第13号ア中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市消防手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請された審査又は検査に係る手数料について適用し、同日前に申請された審査又は検査に係る手数料については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

説 明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、製造所の設置の許可の申請に対する審査等に係る手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

大阪市消防手数料条例 (抄)

(消防法の規定に基づく事務に係る手数料)

第3条 消防法の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 省 略

(2) 製造所の設置の許可の申請に対する審査 1件につき、91,000円以内で当該製造所において
92,000円

て取り扱う危険物に係る指定数量の倍数に応じ市規則で定める額

(3)-(5) 省 略

(6) 取扱所の設置の許可の申請に対する審査 次に掲げる取扱所の区分に応じ、1件につき、
それぞれ次に定める額

ア-オ 省 略

カ 一般取扱所 91,000円以内で当該取扱所において取り扱う危険物に係る指定数量の倍数
92,000円

に応じ市規則で定める額

(7)-(10) 省 略

(11) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 次に掲げる検査の区分に
応じ、1件につき、それぞれ次に定める額

ア-ウ 省 略

エ 屋外タンク貯蔵所に係る溶接部検査 4,450,000円以内で当該貯蔵所において貯蔵し、
4,650,000円

又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

オ 省 略

(12) 省 略

(13) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の
保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の区分に応じ、1件に
つき、それぞれ次に定める額

ア 特定屋外タンク貯蔵所 (岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。) 4,000,000円以
4,170,000円

内で当該貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の最大数量に応じ市規則で定める額

イ-ウ 省 略